

令和2年2月28日

令和元年鳥羽市議会会議
提出議案

鳥羽市長

令和2年2月28日会議提出議案一覧表

議案第67号	令和2年度鳥羽市一般会計予算	・・・ 別冊
議案第68号	令和2年度鳥羽市国民健康保険事業特別会計予算	・・・ 別冊
議案第69号	令和2年度鳥羽市介護保険事業特別会計予算	・・・ 別冊
議案第70号	令和2年度鳥羽市定期航路事業特別会計予算	・・・ 別冊
議案第71号	令和2年度鳥羽市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算	・・・ 別冊
議案第72号	令和2年度鳥羽市後期高齢者医療特別会計予算	・・・ 別冊
議案第73号	令和2年度鳥羽市水道事業会計予算	・・・ 別冊
議案第74号	鳥羽市民文化会館の設置並びに管理に関する条例の廃止について	・・・ 1
議案第75号	昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の廃止について	・・・ 3
議案第76号	鳥羽市監査委員に関する条例の一部改正について	・・・ 5
議案第77号	職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正について	・・・ 7
議案第78号	鳥羽市手数料徴収条例の一部改正について	・・・ 9
議案第79号	鳥羽市保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について	・・・ 12
議案第80号	鳥羽市水産研究所の設置及び管理に関する条例の一部改正について	・・・ 14
議案第81号	鳥羽市営住宅管理条例等の一部改正について	・・・ 16
議案第82号	鳥羽市運動施設の管理に関する条例の一部改正について	・・・ 23
議案第83号	第3次鳥羽市地域福祉計画の策定について	・・・ 26
議案第84号	鳥羽市辺地の総合整備計画の策定について	・・・ 27
議案第85号	定住自立圏形成協定の変更について	・・・ 30
議案第86号	指定管理者の指定について（大庄屋かどや）	・・・ 32
議案第87号	指定管理者の指定について（寝屋子交流の館）	・・・ 33

議案第74号

鳥羽市民文化会館の設置並びに管理に関する条例の廃止について

鳥羽市民文化会館の設置並びに管理に関する条例を廃止する条例を次のように定める。

令和2年 2月28日 提出

令和2年 月 日

鳥羽市長 中村欣一郎

提案理由

市民体育館の大規模改修及び文化ホール機能を備えたサブアリーナの整備により、芸術文化及び生涯学習の拠点としての機能を鳥羽中央公園一帯へ移転することに伴い、鳥羽市民文化会館の運用を見直したく、本提案とするものである。

鳥羽市民文化会館の設置並びに管理に関する条例を廃止する条例

鳥羽市民文化会館の設置並びに管理に関する条例（昭和47年条例第23号）は、
廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年10月1日から施行する。

（鳥羽市の重要な公の施設等に関する条例の一部改正）

2 鳥羽市の重要な公の施設等に関する条例（昭和39年条例第42号）の一部を次のように改正する。

第1条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第16号までを1号ずつ繰り上げる。

議案第75号

昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の
免除に関する条例の廃止について

昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免
除に関する条例を廃止する条例を次のように定める。

令和2年 2月28日 提出

令和2年 月 日

鳥羽市長 中村欣一郎

提案理由

昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除に関して定めた条例が所期の目的を達
成したことに伴い、本提案とするものである。

昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例を廃止する条例

昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例（平成元年条例第2号）は、廃止する。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 廃止前の昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の規定により行われた職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除については、同条例の規定は、この条例の施行の日以後もなおその効力を有する。

議案第76号

鳥羽市監査委員に関する条例の一部改正について

鳥羽市監査委員に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年 2月28日 提出

令和2年 月 日

鳥羽市長 中村欣一郎

提案理由

地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う引用条項の整理及び字句の整理を行いたく、本提案とするものである。

鳥羽市監査委員に関する条例の一部を改正する条例

鳥羽市監査委員に関する条例（昭和33年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「（以下「定期監査」という。）」を削る。

第4条の見出し中「臨時監査」を「随時監査」に改め、同条中「（以下「臨時監査」という。）」を削る。

第5条の見出し中「補助金等の」を「財政援助団体等」に改める。

第6条中「第243条の2第3項」を「第243条の2の2第3項」に改める。

第7条中「第242条第4項」を「第242条第5項」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第 77 号

職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について

職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 28 日 提 出

令和 2 年 月 日

鳥羽市長 中 村 欣 一 郎

提案理由

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行による会計年度任用職員制度の導入等に伴い、所要の改正をしたく、本提案とするものである。

職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

職員の服務の宣誓に関する条例（昭和31年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の服務の宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号（第2条関係）

宣 誓 書

私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ擁護することを固く誓います。

私は、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

氏 名 ㊟

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第78号

鳥羽市手数料徴収条例の一部改正について

鳥羽市手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年 2月28日 提出

令和2年 月 日

鳥羽市長 中村欣一郎

提案理由

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行
政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利
用に関する法律等の一部を改正する法律による住民基本台帳法の改正等に伴い、
関係規定の整備を行いたく、本提案とするものである。

鳥羽市手数料徴収条例の一部を改正する条例

鳥羽市手数料徴収条例（平成12年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第4号ア中「若しくは第2項」を「、第2項若しくは第8項」に、「写し若しくは」を「写し又は」に改め、「又は消除した住民票の写し」を削り、同号中エをオとし、ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 法第15条の4第1項、第3項、第4項又は第5項において準用する第12条の3第8項の規定による除票の写し又は除票に記載した事項に関する証明書の交付 1件につき 200円

第2条第1項第4号に次のように加える。

カ 法第21条の3第1項、第3項又は第4項の規定による戸籍の附票の除票の写しの交付 1件につき 200円

第2条第1項第5号を次のように改める。

(5) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下この号において「法」という。）関係

法第2条第7項に規定する個人番号カードの再交付（追記領域の余白がなくなった場合、個人番号若しくは住民票コード変更により返納した場合又は国外転出により返納した場合の再交付を除く。） 1件につき 800円

第2条第2項第4号を次のように改める。

(4) 固定資産課税台帳に記載されている事項を証明するときは、証明書1枚をもって1件とする。

第2条第3項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条第1項第5号の改正規定 公布の日又は情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）附則第1条第6号に掲

げる規定の施行の日のいずれか遅い日

(2) 第2条第2項第4号の改正規定及び同条第3項を削る規定 令和2年
4月1日

議案第79号

鳥羽市保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

鳥羽市保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年 2月28日 提出

令和2年 月 日

鳥羽市長 中村欣一郎

提案理由

保健福祉センターについて、所期の目的が達成された事業の廃止等施設の事業の整理を行うほか、管理委託の見直しを行いたく、本提案とするものである。

鳥羽市保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥羽市保健福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成12年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号を次のように改める。

(1) 鳥羽市福祉センター

- ア 社会福祉の相談及び支援に関すること。
- イ 介護保険に関すること。
- ウ 創作的活動及び教養娯楽活動に関すること。
- エ 機能回復訓練に関すること。
- オ 地域福祉活動支援に関すること。
- カ その他福祉増進のため必要な事業に関すること。

第7条を削り、第8条を第7条とする。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第 80 号

鳥羽市水産研究所の設置及び管理に関する条例の一部改正について

鳥羽市水産研究所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 28 日 提 出

令和 2 年 月 日

鳥羽市長 中村 欣一郎

提案理由

鳥羽市水産研究所の新築移転に伴い、所要の改正をしたく、本提案とするものである。

鳥羽市水産研究所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
鳥羽市水産研究所の設置及び管理に関する条例（昭和39年条例第26号）の一部
を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

（名称及び位置）

第3条 水産研究所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
鳥羽市水産研究所	鳥羽市小浜町641番地9
鳥羽市水産研究所坂手分所	鳥羽市坂手町373番地2

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第 8 1 号

鳥羽市営住宅管理条例等の一部改正について

鳥羽市営住宅管理条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 2 8 日 提 出

令和 2 年 月 日

鳥羽市長 中 村 欣 一 郎

提案理由

民法の一部改正及び単身高齢者の増加などの公営住宅を取り巻く環境の変化を踏まえ、入居者資格や連帯保証人に関する規定の見直しその他所要の改正をいたく、本提案とするものである。

鳥羽市営住宅管理条例等の一部を改正する条例

(鳥羽市営住宅管理条例の一部改正)

第1条 鳥羽市営住宅管理条例(平成9年条例第19号)の一部を次のように改正する。

第5条第5号中「住宅街区整備事業」の次に「、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成9年法律第49号)に基づく防災街区整備事業」を加える。

第6条第1項中「条件」の次に「(被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条に規定する被災者等、東日本大震災復興特別区域法(平成23年法律第122号)第19条に規定する被災者等並びに福島復興再生特別措置法(平成24年法律第25号)第27条に規定する特定帰還者及び第39条に規定する居住制限者にあつては第2号に掲げる条件。ただし、東日本大震災復興特別区域法第19条に規定する被災者等については、同条の認定を受けた復興推進計画に記載された同条第2項の期間が満了する日(その日が令和3年3月11日後の日であるときは、同月11日)までの間に限る。)」を加え、同項第1号を削り、同項第2号ア(ア)を次のように改める。

(ア) 入居者又は同居者が次に該当する場合

a 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が(a)、(b)又は(c)に掲げる障害の種類に応じ、それぞれア(a)、(b)又は(c)に定める程度であるもの

(a) 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度

(b) 精神障害(知的障害を除く。以下同じ。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級又は2級に該当する程度

(c) 知的障害 (b)に規定する精神障害の程度に相当する程

度

- b 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表の2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表の3の第1款症に定める程度であるもの
- c 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- d 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの
- e ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

第6条第1項中第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同項第5号中「親族」の次に「（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）」を加え、同号を同項第4号とし、同条第2項から第4項までを削る。

第7条第1項中「前条第1項第1号から第4号まで」を「前条各号」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第22条第1項の規定による国の補助に係る市営住宅又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において市長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げる市営住宅の入居者は、前条各号に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、当該災害により住宅を失った者でなければならない。

第8条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とする。

第9条第3項中「抽せん」を「抽選」に改める。

第11条第1項第1号中「入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、市長が適当と認める」を「規則で定める要件を満たす」に、「請書」を「契約書」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、連帯保証人を選任する必要がないと規則で定める場合は、契約書に連帯保証人が署名することを要しない。

第11条第3項を削り、同条第4項中「第1項又は第2項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項を同条第4項とする。

第13条第1項中「第11条」を「第12条」に改める。

第14条に次の1項を加える。

- 4 市長は、市営住宅の入居者（介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2第1項に規定する認知症である者、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者その他の公営住宅法施行規則第8条で定める者に該当する者に限る。）が第1項に規定する収入の申告をすること及び法第34条の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、同項の規定にかかわらず、当該入居者の市営住宅の毎月の家賃を、毎年度、令第2条で定めるところにより、法第34条の規定による書類の閲覧の請求その他の公営住宅法施行規則第9条で定める方法により把握した当該入居者の収入及び当該市営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で定めることができる。

第15条第2項中「第8条」を「第7条」に改め、同条第3項中「申告」の次に「又は法第34条の規定による書類の閲覧の請求その他の公営住宅法施行規則第9条で定める方法により把握した入居者の収入」を加える。

第17条第1項中「第11条第5項」を「第11条第4項」に改める。

第18条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行し

ないときは、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は市に対し、敷金をもって賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行の弁済に充てることを請求することができない。

第20条第1項中「費用（畳の表替え、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用を除く。）は」を「費用は、市長がその修繕に要する費用を入居者が負担するものとして定めるものを除いて」に改め、同条第3項中「第1項に掲げる修繕」を「市営住宅及び共同施設の修繕」に、「同項の規定」を「第1項の規定」に改める。

第21条第4号中「前条第1項に規定するもの」を「前条第1項において市が負担することとされているもの」に改める。

第28条第1項中「第6条第1項第2号」を「第6条第1項第1号」に改め、同条第2項中「金額」の次に「又は令第10条の基準により定めた金額」を加える。

第30条第1項中「第14条第1項」の次に「及び第4項」を加え、同条第2項中「第8条第2項」の次に「又は第3項」を加える。

第32条第1項中「及び」の次に「第4項並びに」を加える。

第35条第1項中「第14条第1項」の次に「若しくは第4項」を加える。

第38条中「第14条第1項」の次に「若しくは第4項」を加え、「第11条」を「第12条」に改める。

第39条中「第14条第1項」の次に「若しくは第4項」を加え、「第11条」を「第12条」に改める。

第41条第3項中「年5分の割合」を「法定利率」に改める。

第42条第1項中「厚生労働省令・国土交通省令（平成8年厚生省・建設省令第1号）」を「公営住宅法第45条第1項の事業等を定める省令（平成8年厚生省・建設省令第1号）」に改める。

第52条第1項及び第53条中「第14条第1項」の次に「若しくは第4項」を

加える。

附則第5項を削る。

(鳥羽市小集落改良住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 鳥羽市小集落改良住宅の設置及び管理に関する条例(昭和58年条例第10号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項第1号中「請書」を「契約書」に改める。

第14条第2項中「第8条」を「第7条」に改める。

(鳥羽市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第3条 鳥羽市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例(平成10年条例第28号)の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「市長は、特別の事情があると認める者に対しては」を「入居決定者が市長が認める家賃債務保証事業者と家賃保証債務保証契約を締結しているときは」に改める。

第12条第1項中「いずれかに該当するもの」を「すべてを満たすもの」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 未成年、成年被後見人、被保佐人、被補助人又は破産者でないこと。
- (2) 市町村民税に滞納がないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の次の各号に掲げる規定は、この条例の施行の日以後に市営住宅、小規模改良住宅又は特定公共賃貸住宅の使用者(以下「使用者」という。)として決定された者について適用し、同日前に使用者として決定された者(入居の承継の承認を受けた者を含む。)については、なお従前の例による。

- (1) 鳥羽市営住宅管理条例第11条、第18条、第20条及び第41条
- (2) 鳥羽市小集落改良住宅の設置及び管理に関する条例第7条
- (3) 鳥羽市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例第11条及び第12条

議案第 82 号

鳥羽市運動施設の管理に関する条例の一部改正について

鳥羽市運動施設の管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 28 日 提 出

令和 2 年 月 日

鳥羽市長 中 村 欣 一 郎

提案理由

鳥羽市民体育館に新たに整備する会議室及び空調設備の利用料金に関し、必要な事項等を定めたく、本提案とするものである。

鳥羽市運動施設の管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥羽市運動施設の管理に関する条例（平成18年条例第43号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「及び別表第4」を「から別表第5まで」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、指定管理者が全部又は一部の後納を認めるときは、この限りではない。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第12条関係）

鳥羽市民体育館利用料金

1 専用利用の場合

区分		1時間当たりの金額
メインアリーナ	営利又は宣伝を直接の目的としない場合	円 1,000
	営利又は宣伝を直接の目的とする場合	10,000
小会議室	営利又は宣伝を直接の目的としない場合	300
	営利又は宣伝を直接の目的とする場合	3,000
中会議室	営利又は宣伝を直接の目的としない場合	600
	営利又は宣伝を直接の目的とする場合	6,000

備考

- 1 鳥羽市民以外の者又は市内に勤務地を有する者以外の者が使用する場合は、当該利用料金の2倍相当額とする。
- 2 利用時間が1時間に満たない場合は、1時間とする。
- 3 メインアリーナの一部を使用する場合において、その使用面積が2分の1

以下のときの利用料金は、当該利用料金の2分の1の額とする。

2 個人利用の場合

時間区分		午前 (午前9時～ 正午)	午後 (午後1時～ 午後5時)	夜間 (午後6時～ 午後9時)
使用区分				
メインアリーナ	小・中学生・ 高校生	円 100	円 100	円 100
	一般	300	300	300

別表第4の次に次の1表を加える。

別表第5 (第12条関係)

鳥羽市民体育館冷暖房利用料金

区分	1時間当たりの金額
小会議室	円 300
中会議室	600

備考

基本単位に満たない場合においては、その基本単位による利用料金の額とする。

附 則

この条例は、令和2年5月1日から施行する。

議案第 83 号

第 3 次鳥羽市地域福祉計画の策定について

第 3 次鳥羽市地域福祉計画を別冊のとおり策定するため、鳥羽市議会基本
条例第 8 条の規定により議会の議決を求める。

令和 2 年 2 月 28 日 提 出

令和 2 年 月 日

鳥羽市長 中 村 欣 一 郎

提案理由

本市の福祉施策について令和 2 年度から令和 6 年度までを計画期間とする
第 3 次鳥羽市地域福祉計画を策定したく、本提案とするものである。

議案第 8 4 号

鳥羽市辺地の総合整備計画の策定について

辺地に係る公共施設を総合的に整備にするため、鳥羽市坂手町辺地の総合的な整備に関する財政上の計画を次のように策定する。

令和 2 年 2 月 2 8 日 提 出

令和 2 年 月 日

鳥羽市長 中 村 欣 一 郎

提案理由

鳥羽市坂手町辺地の公共的施設の総合整備を進めるため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、議会の議決を得たく本提案とするものである。

総合整備計画書

三重県鳥羽市坂手町辺地

(辺地人口： 303 人、面積 0.51 k m²)

1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 坂手町
- (2) 地域の中心位置 三重県鳥羽市坂手町 3 3 9 番地
- (3) 辺地度点数 1 2 6 点

2. 公共施設の整備を必要とする事情

離島振興対策実施地域の指定を受ける坂手町辺地は、鳥羽港より東に約 2.4 k m の海上に浮かぶ周囲 3.8 k m の島で、本市 4 有人離島のうち 1 番小さく本土から最も近い島です。島の北部は答志島、東側は菅島に、西側と南側は本土に面しているため、4 島の中では最も波静かな海域内にありますが、平地は少なく、島の周囲は山肌が直接海に落ち込む急峻な海岸線を形成しており、標高 112 m の山腹に沿って階段状に民家が密集する漁村特有の街並みを形成しています。

島民の医療を支える坂手診療所では常勤の医師を配置していますが、医師不足により医師の確保が困難となってきたなど、医療体制の維持が大変厳しい状況にあります。そのような中、坂手診療所では、医用画像をデジタル化することでデジタル画像診断を行うことができるデジタルラジオグラフィシステムの導入を行い、島民が安心して受診できる医療体制の充実を図ります。

3. 公共的施設の整備

令和元年度から令和2年度まで2年間

(単位：千円)

施設名	事業主体	区分	事業費	財源内訳		一般財源のうち ち辺地対策事業 債の予定額
				特定財源	一般財源	
坂手診療所 (医療施設整備事業)		鳥羽市	3,630	0	3,630	3,600

議案第 85 号

定住自立圏形成協定の変更について

伊勢市との間において締結した定住自立圏形成協定を次のとおり変更することについて、鳥羽市議会基本条例第 8 条の規定により議会の議決を求める。

令和 2 年 2 月 28 日 提 出

令和 2 年 月 日

鳥羽市長 中 村 欣 一 郎

提案理由

伊勢志摩圏域における歯科医療の一次救急医療体制の充実を図るため、伊勢市との間において締結した定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更したく、本提案とするものである。

定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定書

伊勢市（以下「甲」という。）と鳥羽市（以下「乙」という。）は、定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

別表第1の1の表子育て環境の充実の項の前に次のように加える。

医療体制の確保	救急医療体制を確保するため、休日夜間の一次救急医療体制（休日・夜間応急診療所）を維持運営する。	伊勢市休日・夜間応急診療所を運営する。	伊勢市休日・夜間応急診療所運営（歯科に限る。）に必要な経費を負担する。
---------	---	---------------------	-------------------------------------

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年 月 日

甲 伊勢市岩淵一丁目7番29号
伊勢市
伊勢市長

乙 鳥羽市鳥羽三丁目1番1号
鳥羽市
鳥羽市長

議案第 86 号

指定管理者の指定について（大庄屋かどや）

次のとおり地方自治法第 244 条の 2 第 3 項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同条第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

管理を行わせる 公の施設の名称	指定管理者	指定の期間
大庄屋かどや	鳥羽市鳥羽四丁目 3 番 24 号 かどや保存会 会長 寺田 直喜	令和 2 年 4 月 1 日から 令和 5 年 3 月 31 日まで

令和 2 年 2 月 28 日 提 出

令和 2 年 月 日

鳥羽市長 中村 欣一郎

提案理由

鳥羽市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 5 条第 1 項の規定により、指定管理者を指定したく、本提案とするものである。

議案第 87 号

指定管理者の指定について（寝屋子交流の館）

次のとおり地方自治法第 244 条の 2 第 3 項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同条第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

管理を行わせる 公の施設の名称	指定管理者	指定の期間
寝屋子交流の館	鳥羽市答志町 66 番地 答志町内会 会長 西川 豊幸	令和 2 年 4 月 1 日から 令和 7 年 3 月 31 日まで

令和 2 年 2 月 28 日 提 出

令和 2 年 月 日

鳥羽市長 中村 欣一郎

提案理由

鳥羽市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 5 条第 1 項の規定により、指定管理者を指定したく、本提案とするものである。